

[事案 2022-155] 契約内容変更請求

・令和5年4月28日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容が自分の認識と異なっていたこと等を理由として、保険金の支払いと、速やかに契約関係を解消することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年7月に契約した利率変動型積立終身保険について、以下等の理由により、保険金を支払い、速やかに契約関係を解消してほしい。

- (1) 契約した商品名は「終身保険」と称されているが、保険料払込満了後に死亡した場合はごく僅かな積立金が支払われるだけで、まるで「掛け捨て保険」である。
- (2) 本契約の仕組みの正当性が何も説明されていないし、こんな異様な保険だと説明された覚えは全くない。説明を受けていたら加入していない。
- (3) 約款では、保険料払込満了後の保障について、「積立金をもとに定まる保険金」と書かれていて、払込満了後も保険金が保障されるように読める。
- (4) 金融庁に約款の一部分だけを見せて、あたかも一般的な終身保険であるかのように説明し、騙して認可を受けたように思える。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、終身保険の定義に該当する。
- (2) 募集人は、パンフレットや設計書等を用いて契約内容を説明しており、申立人が内容を誤解したとしても、その錯誤は重過失によるものである。
- (3) 仮に、積立金額が少ないことへの不満と、保険料払込満了後においても一定額以上の保障を希望していたがそうではなかったという主張だとしても、募集人は、積立金額の試算表、保障内容・期間を掲載した設計書を用いながら説明しており、錯誤は重過失によるものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。